

公益財団法人ふるさと島根定住財団職員給与規則

(趣旨)

第1条 この規則は、公益財団法人ふるさと島根定住財団就業規程（以下「財団就業規程」という。）第49条の規定に基づき、職員（財団就業規程第2条第1項に規定する者をいう。以下同じ。）の給与に関し、必要な事項を定めるものとする。

(給与)

第2条 職員の給与は、給料、管理職手当、扶養手当、住居手当、通勤手当、単身赴任手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、期末手当及び勤勉手当とする。

(給料表等)

第3条 職員に適用する給料表は、島根県職員の給与に関する条例（昭和26年島根県条例第1号）第3条第1項第1号に掲げる行政職給料表とする。
2 職員の職務の級の決定、初任給、昇格、昇給等の基準、給料の支給額及び支給方法等については、この規則に定めるもののほか、島根県職員の例により、理事長が定める。

(手当の支給額等)

第4条 扶養手当、住居手当、通勤手当、単身赴任手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、期末手当及び勤勉手当の額、支給要件及び支給方法等については、島根県職員の例による。

(管理職手当)

第5条 管理又は監督の地位にある職員については、その特殊性に基づき管理職手当を支給する。ただし、支給額及び支給方法等については、島根県職員の例を参考として、理事長が定める。

(委任)

第6条 この規則に定めるもののほか、職員の給与に関し必要な事項は、理事長が定める。

(適用除外)

第7条 公務員としての身分を有する職員の給与については、その身分において支給される給与と重複するものは支給しない。

附 則

この規則は、平成13年4月1日から適用する。

附 則

この規則は、平成20年4月1日から適用する。

附 則

この規則は、平成23年4月1日から適用する。

附 則

この規則は、平成24年4月1日から適用する。